

## 平成30年7月定例教育委員会 議事録

日 時 平成30年7月18日（水）  
午前10時00分～

### ○山本教育長

ご起立ください。ただいまから平成30年7月定例教育委員会を開会します。  
最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

### 1 日程説明

#### ○片山教育総務課長

本日は、議案3件、報告事項18件の合計21件です。審議をよろしくをお願いします。

### 2 一般報告

#### ○山本教育長

では、一般報告をいたします。この期間は色々ございまして、6月18日に発生しました大阪府の北部地震、そして月末の台風7号、また5日から8日にかけて西日本を中心に日本列島を襲いました豪雨による災害等で、お亡くなりになられました方々のご冥福をまづもってお祈りいたしますとともに、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。本県では、土砂崩れあるいは浸水等をはじめ農業等に大きな被害が発生しております。そうした災害関連の会議が随時開催されたところです。

教育関係では、地震の関係として通学路を含めたブロック塀の緊急点検を行うこととしており、今はまだ作業をしている市町村がありますが、緊急点検をもとに、米子市などでは既に学校等のブロック塀等を撤去したり、補修したりというような動きが出ております。また、豪雨の関係では、智頭町の石谷家住宅をはじめ文化財にも被害が生じております。

他にも、今月7、8日に予定していた教員採用試験を延期して9月に予定していた二次試験の際に合わせて実施することとするなど、影響があったところです。

6月13日には、鳥取県教育審議会夜間中学等調査研究部会を開催しました。夜間中学の対象者でありますとか、設置検討に向けた課題、二次調査の方向性など様々な角度から議論いただいたところです。まずはニーズ調査を実施しようということで、準備を進めるとともに、少し他県の先進的な事例も視察に行かせていただくことでもありますとか、まだまだ夜間中学というものが、県民の皆さんによく知られてないのではないかということで、シンポジウムを開催しようという準備に向けて取り組んでいくこととなったところです。

6月14日から7月5日にかけて、6月議会が開催されました。自民党の内田隆議員の代表質問をはじめ、13名の方から教育関係の質問がなされたところです。内田議員からは、2040年というのは少し先だけれども、これから生まれてくる子どもも含めて、そうした子どもたちが二十歳になるような頃に、すごく人口も減ってくる。人口減というのは、活力などを考えていくとマイナスの情報なんだけれども、そこに果敢に立ち向かって

いく必要があるのではないかとということで、人口減を見据えた様々な課題への対応も、県政全般についての視点から質問があったわけでございます。教育関係では県立高校の在り方をどうするのかということ、少し先を見据えて早く議論を始めたほうがいいのではないかと論点での質問があり、そうした部分に今、平成37年度までは基本方針が決まっています、基本的には学級減で対応していきましょうということなわけですが、そこから先については少し次期の方針を策定するに当たって大幅な見直しというか検討が必要ではないかという答弁をさせていただいております。場合によっては統廃合も含めて検討しなければならないということであったり、少し検討の時期を早めた格好でじっくりと検討していくことも必要ではないかというようなことを答弁いたしました。

また、知事から公立と私立の比率が、これまで8対2でずっと来ており、そこは動かさないままに、県立高校の在り方を検討してきたけれども、そこについても少し検討をしていく必要があるのではないかと。そうした骨子を通じた高等学校の在り方を検討する協議会を教育委員会も含めて立ち上げて検討すると答弁をされたということで、翌日は新聞に大きく取り上げられておりました。

そのほか美術館の整備について、PFI手法による整備を導入することについて、また、講師不足あるいは教員の確保についての対策、小学校の英語教育などについて、ご質問があり議論を行ったところでございます。

7月2日には、中学校長会と教育懇談会を開催しております。例年行っておりますが、市町村の教育委員会を介さないで直接学校現場の校長と話ができる数少ない機会ということで、学校現場の現状・課題、その解決に向けた提案提言等について、いろいろ意見交換し、今年は教職員の確保対策、現場で年度当初から代員などが確保できてなくて困っているといった状況や、教員の働き方改革等の取組について意見交換を行ったところです。

7月17日は、いじめ・不登校の対策本部会議を開催しました。昨年度のいじめの認知件数あるいは不登校の数字の速報値が公立学校分のみまとまったということで、これから夏休みを迎えるに当たり、早い段階で状況を共有して、早め早めに対策を打っていかうということで開催しているところです。不登校については、小中高ともに増加ということで、ずっと増加して高止まりの状況にあるので、危機感を持って対応する必要があると考えております。またこの度は、不登校の状況だけでなく、それを取り巻く生活習慣、学力、家庭の状況、例えば家庭内でどのくらい会話がなされているかというようなところも含めて相反関係を調べる幅広い分析を一方で行ったり、あるいは学校現場に対してアンケート調査を行い、いろいろシステムをつくっているが、本当にうまく機能しているのか、活用できているのかについてアンケートなども行って対応を検討したところです。校内でチームとして会議を開催するような仕組みをつくっていますが、そこがうまく回っていない。ここは学校によって違いがありますが、例えばスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いが十分に認識されていなかったりというようなこともあるので、改めて理解を進める、あるいは具体的にこういうふうなケース会議の進め方をやってみようか、ということを含めた手引書を作って、そこを大元にしっかりとした対応ができる方向に進めていこうということで、今考えているところです。これについても後ほど報告させていただきたいと思っております。

今、実は、高等学校課長はアメリカのバーモント州に行っておりまして、バーモントとの交流が今年10周年を迎えるということで、これまで覚書という形での交流だったのですが、一歩進めて姉妹校の締結をするということで、この度知事が行っておりますが、それに合わせて高校でも、これまでは全県の高校生の中でも希望を集めて、向こうも高校生がこちらに来るという形で行っていたのですが、学校同士の交流ができないか模索を進めているところです。併せて、19日から月末にかけて、ブラジルの移民百十周年ということで、アリアンサの日本語学校に鳥取県の教員を派遣しているので、激励も兼ねて足羽教育次長にブラジルに行っていたらこうと思っております。私からは以上です。

### 3 議 事

#### ○山本教育長

続いて、議事に入ります。本日の議事録署名委員は、坂本委員と佐伯委員をお願いします。

まず、森田次長から、議案の概要説明をお願いします。

#### ○森田次長

議案第1号に関しては、鳥取県教育審議会委員などの任命についてです。これは関係団体等の役員改選に伴うものです。議案第2号に関しては、鳥取県立高等学校学則ならびに管理規則の一部改正です。県外から通学する生徒の出願に関する要件を見直すものです。議案第3号に関しては、鳥取県文化財保護審議会への諮問についてです。琴浦町の河本氏の庭園について審議会への諮問を行うものです。よろしく願いいたします。

#### [非公開]

議案第1号 鳥取県教育審議会委員及び鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

#### [ここから公開]

議案第2号 鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部改正について

#### ○福本高等学校課高校教育企画室長

議案第2号は、平成31年度入試から高等学校の県外募集を適切に進めるために必要となる規則の一部改正について協議をお願いします。まず一部改正を議案とさせていただくに当たっての背景等について、説明させていただきます。

本県内の中学生が年々減少している状況の中で、中山間地域を中心に定員割れする高校が増えている状況です。これに対して、高校の在り方に関する基本方針では学級減等で対応する方針ではありますが、この状況が今後続いていけば、学校の小規模化が進み、学力面での競争力の低下や部活動の停滞など、学校の活力維持が極めて困難となることが予想されます。このような状況を踏まえて、県外からの生徒募集を平成28年度の推薦入試か

ら開始しております。学校側の努力の成果もありまして、入学者は最初の4人から30年度では14人と少しずつ増加している状況です。とは言いましても、まだ効果は部分的なものですので、更に学校に活力を与えるような、意欲があつて能力が高い県外生徒を受け入れられるような体制を今後順次提起していくことが必要と考えております。具体的には、推薦入試で認めている県外からの募集枠を少し拡大しようということと、一般入試についても近隣県からもし通えるのであれば出願を認めようということについて、今後受け入れを希望する高校と協議をしながら進めていきたいと考えております。

こういった具体的なことを進めていくに当たって鳥取県立高等学校学則及び鳥取県立学校管理規則の一部改正を行いたいと思っております。

学則について説明させていただきます。これまでは県内高校へ出願する前提として、県内に住んでいる、または入学までに県内に住むことを条件にしておりましたが、一部例外として、県外指定地域の生徒については出願を認めております。この県外指定地域と言いますのは、各県の指定地域に住んでいる生徒が自分の県側の近隣に行きたい学科やコースがない場合は、鳥取県内の指定の高校に通うことができると定めておりました。ちなみにこの県外指定地域という制度については募集人数に制限は設けておりません。今回の改訂については、この指定地域に加えて、定員割れ・出願状況を踏まえて、県の教育委員会が定める県立高校について、指定地域に限らず県外からであっても、自宅から通えるのであれば出願できるようにするというものです。この制度は、県外指定地域制度とは区別して、「特定学校制度」と整理しようとしております。併せて、これに関連して、保護者が県内に住んでいない場合は県内に保証人を置かなければならないとしておりますが、県外の指定地域の生徒については、同じ指定地域内に保護者又は保証人が住んでいれば、県内に保証人を置かなくてもいいとしており、この度追加する「特定学校制度」の生徒についても同じようにします、という制度改正をするものです。

続いて、管理規則ですが、管理規則におきましては通学区域を規定しているもので、これまでの通学区域については県内と指定地域からの生徒としておりましたところを、先ほど加えました特定学校についても通学が可能な区域として追加するということです。

本日、本件が議決されれば、次の8月定例教育委員会では、県外募集を含めた31年度の県立高校の募集生徒数などについても提案したいと考えております。協議をお願いします。

○山本教育長

議案第2号について、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

○中島委員

保証人が必要だというのは、逆に、二つの制度ともに、親と別れて県内で暮らしている生徒だということですよ。

○山本教育長

通える生徒は、どんどん来ていただきましょうということですが、一方では県内の中学生の行き先を狭めることになってはいけないので、学校を指定する際によく吟味をする必要が出てきます。

○坂本委員

県外者には、県からは通学の補助とかあるのですか。全くないのですか。

○福本高等学校課高校教育企画室長

通学の補助は、全くない状況です。

○坂本委員

わかりました。

○山本教育長

それでは、特に異論は無いようですので、議案第2号は原案どおり決定をしたいと思います。

#### 議案第3号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中原文化財課長

文化財保護審議会への諮問について、審議をお願いしたいと思います。誠に申し訳ないですが、一ヶ所資料の修正をお願いしたいと思います。一頁一番下に写真が2枚付いておりますが、左右が入れ違っております。左側は「北側」の庭園となっておりますが、「南側」の庭園、南側の庭園となっておりますのは北側の庭園でございました。本日諮問をお願いいたしますのは、名勝庭園、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づく名勝庭園の指定です。

対象は琴浦町の河本氏庭園です。駅は赤碕町になりますが、そこに位置します河本家は、出雲の戦国大名の尼子氏の流れを汲む家でございます。主屋が建築された貞享5年（1688年）から代々、大庄屋等の要職を勤めたこの地域の中心的な家でございます。建物については、主屋及び離れその他の建物を含めて国の重要文化財に指定されております。元々昭和49年に県の指定保護文化財に指定されておりましたが、平成22年に国の重要文化財に格上げ指定をされているものです。この度、諮問します庭園は、主屋の客間が主屋建築の19年後の宝永4年（1707年）に増築をされておまして、主屋の北側及び南側に位置しております。北側は主屋の客間から鑑賞する池庭でございます。現在、池に水は張ってないですけども、所有者としては整備し池庭として提供したいというお気持ちでございます。南側は路地風の意匠です。江戸時代の作庭といわれておまして、嘉永7年、幕末期ですけども、1854年の家系図に明確に記載がございまして、当時の庭園の意匠を見ることができます。また現在もその意匠を踏襲して所有者の方は保全をしておら

れます。重要文化財の建物と一体を成して、当時の庭園文化を知ることができる事例と考えておりますので、よろしく申し上げます。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、質疑及び意見がございましたら、お願いします。

○中島委員

この庭自体は大体、いつ頃となるのですか。作庭1854年というのは江戸も末期の末期の感じになると思うのですが、大体、いつ頃という感じですか。

○中原文化財課長

おそらくこの客間がつくられた宝永年間に近いところまで遡るのではないかと。作庭の時期はその間で、どこというのは今のところ明確にできないので、近く正式な調査をいたしますので、その中で専門の委員の皆様にご意見を聞いて、確定していきたいと思いますが、江戸時代の作庭であることは間違いないです。

○中島委員

現在、これは公開はされているのでしょうか。

○中原文化財課長

河本家においては保存会の協力も得て、年に何回か公開事業をされておられます。普段は特別にお願いしないといけないということになりますが、そういう機会にかなり多くの人々はその企画を楽しんでおられると思います。ただ、北側の庭は水を張ってない池庭です。今後整備すればということになります。

○中島委員

今回の名勝に指定するというのと、公開ということは別にリンクすることではないわけですね。

○中原文化財課長

はい、いま住宅の方は公開されておりますので、お庭も見れてはいるんですけども、お庭の価値を説明等の中に付け加えることができるのではないかと思います。

○山本教育長

そうしますと、原案について特に異論はないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。議案は以上でございます。

## (2) 報告事項

○山本教育長

続いて報告事項に移ります。始めに事務局から順次、説明し、その後、各委員からの質疑をお願いしたいと思いますので、まず、報告事項ア～サ並びにツ及びテについて、説明してください。

報告事項ア 教育委員会事務局人事について

○片山教育総務課長

報告事項アをお願いします。7月1日付で博物館の学芸員を採用いたしました。年度末に急きょ退職する方が出まして欠員が生じたものですから、試験を行いまして、この度、採用を行いました。

報告事項イ 公立学校におけるブロック塀等の安全点検の状況について

○安養寺教育環境課長

公立学校におけるブロック塀等の安全点検の状況については、6月18日に大阪北部地震が発生してから今日で丁度一月になりますが、高槻市内の小学校のプールのブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという痛ましい事故が発生したのを受けて、学校敷地内あるいは通学路におけるブロック塀の安全点検を実施し、問題のあるブロック塀については、撤去・補強等の対策を進めているところです。

まず最初に、学校の敷地内のブロック塀等の緊急点検等について報告をさせていただきます。基準を満たさない、または劣化等のある学校ということで、6月25日までに市町村から報告のあった内容を市町村の学校については書いておりまして、幼稚園については対象8園のうち該当するものはございませんでした。小学校については、対象123校のうち、8市町25校について何かしらの問題があるということでした。中学校については、同じく64校中8市町13校、義務教育学校については、対象3校中1市1校という状況でした。

県立学校については、県有施設ということで総務部で全般を対象とした中で点検しておりまして、6月29日までに一次・二次調査まで行っておりますので、その状況を書かせていただいております。一次調査については24校中8校で何かしらの課題があるということで、その結果を踏まえて二次調査では技術職員が詳細の調査を行いました。その結果、撤去または補強等の改修が必要と判断されたのが4校でした。

特別支援学校については、全校10校としておりますが、8校に分校2校を入れて10校としております。一次調査においても基準を満たしていないものはございませんでした。

取り組み状況及び今後の方針ということですが、まず、市町村立学校です。現在ブロック内部等の点検調査あるいは今後の整備方針等の整理を7月下旬を目途に報告していただくことにしております。ちょっと6月25日の時点では、技術者による詳細調査をこれからするところだという市町村がございましたので、少し内容が変わってくる可能性があります。調査報告が7月下旬にまとまるということです。

市町村の対応状況ですが、教育長から話もありましたけれども、7月10日から米子市で工事が始まっております。その他の市町村についても電話等で先週聞き取りした中で、撤去・改修については補正予算で対応検討していると、それぞれの市町村において対応が進められているところでございます。

続きまして県立学校でございますが、先ほど4校について補強・撤去等が必要だということでお話しましたが、その対象が鳥取東高、鳥取工業、米子東高、境港総合技術高校として、知事部局と同様の対応方針により、撤去・改修を進めるということです。ここに知事部局の方針を書いておりませんので、どういう対応方針になるかということをお話で説明させていただきますと、道路に面したところにブロック塀がある場合は原則8月末までに撤去を行うということでございます。ただし、撤去するとき併せて同時にフェンスの設置が必要な場合には9月末を目途にするということでございます。それから、フェンスを作る必要がなく、撤去を先行させて行う場合について、新しくフェンスを作る場合の対応については、9月補正で予算要求をして年内を目途に対応していくということになっております。それから道路に面していない隣地との境界上にブロック塀等がある場合は、隣地の所有者との調整が出てくるということで、これについても撤去等の対応は9月補正でということになっております。

先ほどの4校ですが、道路に面しておりますのが鳥取工業高校と境総合技術高校の2校です。この2校については8月中旬にブロック塀を撤去することになります。鳥取東高については、敷地内にテニスの壁ということで高いブロック塀が設置してありますが、これについても道路には面しておりませんが8月末を目途に撤去する予定にしております。米子東高校のブロック塀については、隣地の境界上にございますので、隣地の所有者の方と調整した上で撤去を行うということで9月末対応という形になります。今回、公立学校ということで、学校について説明しましたが、教育委員会の施設として、西部のハートフルスペースのブロック塀が道路に面しているんですが、撤去とともに目隠しをする塀が必要ということで9月末を目途に撤去と同時に新設のフェンスを設置する方針にしております。学校敷地内のブロック塀については以上です。

#### ○住友体育保健課長

通学路の安全点検について、報告させていただきます。学校防災マニュアル作成の手引きに基づいて安全点検をするように通知したところですが、特にブロック塀の点検については以下の点についてぜひ必要ということです。まず7月10日を目途に各市町村で第一次点検を行って、危険なブロック塀探しをしているところですが、ちょっと作業が遅れておまして、昨日の午前9時の時点で19市町村のうち13市町村から報告があったところです。県の建築士会は市町村が洗い出した危険なブロック塀の二次点検を行うこととしております。建築士会による点検結果は県教委を通じて、各市町村教育委員会に送付することにしておまして、この結果を元に各学校では児童生徒に危険箇所を示すなどして、登下校中の安全について指導を徹底することとしております。

また、危険であることが判明したブロック塀については、所有者等に適法に維持管理するように要請することとしております。



地震のときには県内各学校において「地震発生時には壁から離れる」など、登下校中の危険回避について、朝の会や全校集会で指導を行っています。

二頁目は、これが通学路のブロック塀点検状況ですけれども、まだ出てきていないところもありますが、今のところの報告では89校から2053箇所の危険ブロック塀の報告があります。

それから二次点検の対象外のブロック塀として、高さが0.6メートル未満のもの、高さが0.6メートル以上1.2メートル以下でぐらつきがなく、ブロック下部に「かさ上げ擁壁」がないものとしております。

三頁はコンクリートブロック塀の安全点検票ということで、上段と下段に分かれていて、上段の1の学校点検用は地教委や学校でできる素人でもできる項目で、道路面からの高さであるとか、ひび割れ・ぐらつき等の簡易な点検を地教委や学校にいただいているところ です。

#### 報告事項エ 県立学校教職員人事について

##### ○国岡教育人材開発課長

正職員の新採用ですが、6月1日付で倉吉養護学校に学校看護主任を一名採用しました。

常勤看護師については既に鳥取養護と皆生養護に1名ずつ配置しておりましたが、今年度から倉吉養護についても新たに1名配置できることとなりましたので、4月14日に試験を行い、採用したところです。常勤の看護師を採用することで、非常勤の看護師の意見集約であるとか、非常勤は時間的制約もございしますが、常勤については校内会議にも出られるため、医療的ケアの充実強化を図ることができるということです。

#### 報告事項オ 平成30年度鳥取県教科用図書選定審議会の第一次、第二次答申について

##### ○音田小中学校課長

この件については4月の定例教育委員会において諮問事項として議決をいただいた8項目について、二段階に分けて第一次・第二次という形で答申を審議会からいただきました。第一次答申については、8項目のうち5項目については第一回の審議会において、平成31年度に使用する小学校教科用図書の採択基準について、中学校教科用図書の道徳の採択基準について、それから特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準について、また市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長が採択する場合に県教委が行うべき役割について、最後は8番目が県が設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、この五つの項目については、それぞれ第1回審議会の4月26日に審議いただき、同日答申をいただきました。

この後、選定に必要な資料を作成する期間が必要でしたので、約1ヶ月余り委員会等で道徳に関する各出版社からの教科書等見本等を参考にしながら資料作成に時間を要し、6月12日の選定審議会において、まずは平成31年度に使用する小学校教科用図書の必要な資料、これは前回4年前の選定に使用した教科書等全く同じ教科書を選定するというこ

とになり、ただ、資料については4年前と同じではいけないというご意見をいただき、今日的な課題等を再度見直した資料を作成しました。4番ですが、全く新しい道徳、特別な教科道徳の教科用図書の選定に必要な資料について審議いただきました。6番ですが、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料、これも資料を作成して6月12日の審議会にかけ議論いただき、答申をいただいたところです。

以下9頁からは審議会でも認めていただいた資料が、まず73頁から、小学校の教科用図書、それから中学校の教科用図書、道徳については中学校の各出版社ごとに資料を付けております。83頁からは、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定についての資料を載せています。

#### 報告事項カ 夜間中学等設置検討状況について

##### ○音田小中学校課長

冒頭に教育長からありました、本設置検討委員会ですが、6月13日に夜間中学等の設置に係る第一回夜間中学等調査研究部会を開催いたしました。委員の中からは、夜間中学そのものを、人数調査を行うにしても、県民に「まずは夜間中学がどういうもので、設置の必要性はどうか」ということが、ある程度浸透した上で人数調査を行うべきであるとか、あるいは夜間中学も以前は戦後の混乱期に十分な義務教育が受けられなかった方々のためだったものが、徐々に外国籍の方であるとか、形だけ卒業証書はもらったけれど、十分義務教育が修了できていないため社会になかなか適応できないという方、あるいは現在不登校の生徒についても、場合によっては学ぶことを認めると、国の方針が近年変わってきました。そしてまた、各都道府県に一校はあるのが望ましいという表現もされたところで、今回はまず調査研究部会を、他県の状況にもらみながら開いたところです。

結果については、主な意見とともにまとめておりますが、ニーズ調査に関しては今のところ二段階で行おうと考えて、準備を進めております。と言いますのは、最後に付け加わった現在の中学生で不登校の生徒に対してのニーズ調査は、一般の調査とは別に行うべきではないかという意見が出たためです。義務教育を卒業した後の戦後の混乱期、外国籍、それから、形だけの卒業証書をもってということに対しては、そのまま夜間中学でもいいのですが、最後の中学校に通っている生徒の中で夜間中学があれば行きたいかどうかの調査については、別枠で調査した方がいいという意見を受けて、今準備をしています。第二回は少し先になりますが、シンポジウムや先進地視察を受けて、12月までには情報をまとめたいと考えているところです。

#### 報告事項キ 「鳥取県幼児教育振興プログラム」の改訂について

##### ○音田小中学校課長

昨日、検討委員会を開きまして、昨日のうちに主な意見をまとめました。検討委員としては、幼稚園・認定こども園・保育所関係者、小学校関係者、保護者代表、家庭教育関係者、学識経験者等です。五年が経ちます本プログラムを改訂し、三十二年度から実施する

ために昨日第一回目の協議会を開催したところです。前回の改訂の際にも、白梅学園大学大学院教授あるいは、鳥大の塩野谷教授等にも参加していただきましたので、前回の改訂をご存じの委員も含めて今回の改訂に当たっております。今後、今年度と来年度前半の五回で検討・計画しながら改訂を進めていきたいと考えております。

#### 報告事項ク コミュニティ・スクールの推進状況について

##### ○音田小中学校課長

中教審答申において、地教行法の改正により、コミュニティースクールの導入が教育委員会の努力義務となったことを踏まえて、鳥取県コミュニティースクール推進連絡協議会を設置し、導入の促進を図る目的で、先週の金曜日に会を行いました。

推進連絡協議会の委員については、各学校種校長会の代表又は推薦者、地域の代表として公民館長やPTA協議会、それから市町村教育委員会の代表やコミュニティースクールのマイスターとなっておられる方を大分からお招きしました。これについてはかなり突っ込んだ意見が出ておまして、なかなか設置が進まない原因としては、似たような組織で代用できるとか、小規模な学校の場合には委員の取り合いになっていくということで、あくまで設置ありきの形になるのは、よろしくないという意見も出まして、やはり各学校や市町村教育委員会と連携を図りながら、今後進めていきたいと考えているところです。

#### 報告事項ケ 教育相談体制充実のための手引きについて

##### ○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

不登校児童生徒の減少については、鳥取県の大綱にも掲げて取り組んでいるところですが、この度の鳥取県の調査では、すべての公立の校種において、昨年度は一昨年度より数値が増加していることになりました。昨日、いじめ・不登校対策本部会議で、昨年度のいじめ・不登校の状況を公表いたしましたので、最初にそのことについて説明させていただきます。

まず、いじめの速報値ですが、平成二十九年度の公立学校のいじめの認知件数は、一昨年度と比べて全体で45%増ということで、いじめの早期発見・早期対応が順次進んでいる数値ではないかと考えております。学校におけるいじめの認知状況のデータですが、学校の積極的認知について、鳥取県がいじめ対策の柱として進めているところ、昨年度についてはいじめの認知数が0だった学校は一昨年度より減ってきております。ただし、いじめの認知がなかった49校について、本当にいじめ対策が確実に進んでいるかどうかについては、学校を通して検証していく必要があるのではないかと考えております。

いじめの発見のきっかけのグラフですが、全国の分についてはここにはないのですが、昨年度と同様の傾向であるならば、鳥取県においては他県と比べて、アンケートによる認知が大変少ないということ、それから保護者からの訴えが多いということが言えるようです。

続いて不登校の速報値についてですが、昨年度については増加の経過をたどりました。県としては不登校対策について、これまで色々な取り組みを進めているところですが、不登校の状況はなかなか改善の方向には向かっていないという部分で、今までの施策や、また新たな施策についても検討していく必要があると思います。

そして、学校における指導の成果の資料ですが、実は鳥取県については復帰率については全国と比べて高い数値を示していたのですが、この数値が全国も減っておりますが、鳥取県についても復帰率が減ってきているということが出ております。学校においては同じような取り組みをしているのですが、数値が減っているということは、子どもたちの不登校の要因、また背景というのがかなり複雑化して支援が難しくなっているという実態ではないかと考えております。

こういった実態の中で、もう一度幅広く分析した上で、課題を明確にして次の策に活かしていくために、この度、不登校の要因に係る分析・課題というものを作成させていただいております。その中で先ほど教育長からもありましたが、生活習慣・規範意識という学校外で組織以外に関わるもの、また当然のことですが学校内においては組織的対応や早期発見の取り組み、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者との連携を更に充実させていかないといけないということが明らかになりまして、それを踏まえた形で今回、今後の方向性を示した教育相談体制の手引きを作成させていただいたこととなります。

教育相談体制充実の手引きは、大きなポイントが三点あります。

まず一つ目が早期発見。早い段階での発見と支援、不登校の要因は複雑に絡みあって、兆候が見えづらいことがありますので、この手引きにおいて早期発見のためのスクリーニング化、早期支援のためのケース会議などの組織体制づくりの具体的な取り組みと考え方を示すと同時に、教育相談コーディネーターと呼ばれる教職員を学校に位置付けてもらい、この方を中心に教育相談体制を図ってもらうよう方向性を示しております。

二点目が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用と関係機関との連携についてです。これはなかなかうまくいっていない状況があります。そこで、この手引にカウンセラーとソーシャルワーカーの職務内容を明確に書かせていただいて、それを元に学校で活用していただく。また、関係機関をつなぐことがなかなか難しいので、関係機関との連携はケース会議を中心に行っていくことを示しております。

そして最後に三つ目が、この二つを進める上での基本的な考え方ですが、不登校やいじめの背景に目を向けた支援です。なかなかこのポイントが分からなかったために、学校はどちらかというと家庭訪問を中心にした支援であったのですが、その要因というものをやはりカウンセラーやソーシャルワーカーの力を借りながらしっかりアセスメントして、具体的な策を練っていこうということで、本日意見をいただいた上で、案を取らせていただいて、夏休み前に市町村教育委員会から学校に通知をしていきたいと考えております。

また、出して終わりではいけませんので、学校については校長会・研修会等でこの手引きの説明を行い、しっかり使っていただけるように、またこれを使った結果どういような評価を行うかの部分も一体化させながら推進を図っていきたいと考えております。

報告事項コ とりぎん文化会館の中庭を利用した「読みメンのおはなし会」の開催について

○網浜図書館長

県立図書館では今年度から県の文化センター機関が主催します、とりぎん文化会館周辺エリアのにぎわいづくり懇談会に参加しておりまして、とりぎん文化会館・公文書館・鳥取敬愛高校・鳥取赤十字病院などととも、周辺エリア一帯の活性化に取り組んでおります。

文化ゾーン・にぎわいゾーンとして考えていく上で、とりぎん文化会館と図書館の間にある中庭スペースをもっと活用できないかということが出てまいりまして、そこを活用した最初の事業として、通常図書館の中で行っています「読みメンのお話会」を中庭で実施いたしました。

毎年、読みメンによるお話会として、男性職員によるお話会を父の日前後に行っているのですが、今年も6月17日の父の日に中庭で読み聞かせを行いました。職員の読み聞かせと、参加者に自由に本を楽しんでもらえるように敷物やテント、多数の絵本を用意して自由に見てもらおうようにしました。およそ40名の参加があり、親子連れを中心に楽しんでいただきました。参加者からは、開放的な空間で家族で楽しむことができたので、ぜひまた開催してほしいとか、図書館にはよく来るけれども、お話会があることを初めて知ったというご意見もいただきました。たまたま通りかかった方の参加もあって、図書館のPRにもなりましたし、中庭スペースの魅力を皆さんと共有できたのではないかと思います。

引き続き中庭スペースを活用した取り組みとして、この後、7月の最初に図書館の中で認知症への理解を深める講演会を、7月1日に鳥大の浦上先生の講演で行いましたが、その際に中庭のスペースを利用して、認知症の人やその家族の方が地域の人や専門家と情報共有できるカフェ、認知症カフェというのですけども、それを開催しました。講演会の前後やその途中で利用してくださる方が多くあり、認知症カフェ、あるいは認知症について情報提供できたのではないかと思います。

また、二つ目のLight・Down・Nightコンサートを出前図書館で実施いたしました。

これは7月4日のとりぎん文化会館主催の音楽イベントなのですが、ここで音楽に関連した本やCDを図書館から持参して見ていただいたり、貸出ができるような情報を整えていました。

最初は中庭で予定していたのですが、あいにく雨が予想されたので、フリースペースへ移動して行ったのですが、多くの方々が参加してくださいましたし、実際に終了後に本やCDなどを貸出されたり、新たに図書館に登録してくださる方々もありました。

今後もとりぎん文化会館周辺エリアのにぎわいづくり懇談会に参加しながら、周辺の方々と連携して更に取り組んでいきたいと思っております。

報告事項サ 鳥取県立美術館整備基本計画について

○田中理事監兼博物館長

6月定例教育委員会で、基本計画案について説明させていただき、その後、6月県議会での議論を踏まえて修正等がなければ、教育長の専決で決裁させていただくと説明させていただいたところです。

県議会での議論ですが、常任委員会に報告したり、あるいは本会議等での議論ということで、先ほど教育長からもありました代表質問の中でのPFIに係ることについての質問、あるいはその他一般質問でも、例えば、県産材で作ったBOTを活用してはどうかといったこと、それからPFI手法におけるデザイン性をどう担保するかといった観点での質問、PFI手法において、県内事業者の参入についての配慮ということ、あるいは県立美術館は現在は教育委員会が博物館を所管しているが、知事部局への所管替えについてはどうかといった質問がございました。

ただ基本計画の記述内容に大きく影響を与えるような議論・内容は特になかったと考えまして、6月定例教育委員会で説明した内容で基本構想の作成ということで、教育長の専決を行ったものです。その内容を報告させていただきますが、全く前回と同じ内容であるので、特に中身については説明申し上げず、内容の報告書ということでご承知おきいただきたいと思います。

ただ、その際に6月補正予算でPFI手法を進めるという前提のもとに、業務を支援してくれる専門のコンサルタントの選定、そしてその委託の予算も出しておまして、今その関係の作業を進めており、支援コンサルタントの選定審査会を7月23日に予定しております。3社から応募が出ており、3社の審査をするという形で、7月23日に審査会を行って選定し、次の作業を進めていくという段取りをしているところです。

## 報告事項ツ 国史跡青谷上寺地遺跡整備計画の検討状況について

### ○中原文化財課長

青谷上寺地遺跡の施設整備については、平成二十八年度から今年度までの計画で、整備基本計画の詳細化及び整備基本設計を、鳥取弥生の王国調査整備活用委員会の整備活用部会で検討を重ねているところです。7月14日に第五回の整備活用部会を開催しましたので、3月の委員会に引き続き報告いたします。

今回はむきばんだ史跡公園で開催しましたが、むきばんだ史跡に関する議事はございませんでしたので、そちらは省略いたします。二番目の概要として、整備のランドデザイン案について、史跡公園の入り口であるエントランス、これはガイダンス施設、収蔵・展示施設、駐車場がございますけれども、その配置案を検討した上で、エントランス以外の5地区のゾーニング案の詳細を検討したものです。1番にエントランスの配置案、2番にエントランス以外の5地区について説明いたします。

資料に4枚のランドデザイン案がございますが、ちょっと複雑になりますので、別紙図1という最初の案をご覧くださいながら、説明したいと思います。まず、エントランスについては、要件といたしまして、史跡地内にはつくれません。史跡地外に新たにつくらねばなりませんので、今まで具体的な場所を議論していませんでした。

別紙図1をご覧くださいますとお分かりになると思いますが、真ん中に山陰道が通っておりまして、ここからのアクセスということを考えねばなりません。すぐ北のほうに駅からのアクセスもありますが、JRの本数等を考えますと、車での来訪者というのを一番念頭におかなければいけませんが、この山陰道からのアクセスは直接できませんので、この1番右側のほうに青谷インターがございまして。青谷インターを降りて遺跡のほうに戻って、真ん中より少し上のほうで弧を描くように緑の帯が這わせてありますが、これが県道274号線として、これがメインのアクセスになると思います。その他バスであるとか、鉄道もあると思います。インターから戻ってきまして、1番左のほうに勝部川がございまして。この勝部川にぶつかりましたT字のところの南側にグレーで大きくPと書いてあるところが、大型のバス等のアクセスできる唯一の場所ですので、ここを起点と考えております。申し遅れましたが、その他周辺地域という意味では、北側は工場用地、東側・南側が住宅地、あるいは山になりますので、エントランスを隣設して設けるとすれば、勝部川との間の細長い土地になりますが、こちらの西側になろうかと思っております。この大型駐車場を起点にして、収蔵展示施設、ガイダンス施設を山陰道の南側と北側に置く案、そしてその収蔵展示施設とガイダンス施設を機能集約する案と、あるいは分離する案ということで4案をもって議論をしたところです。

次にエントランス以外の5地区について説明します。別紙図1をご覧くださいと思いますが、五つのエリアで史跡地内を区分けして機能を持たせて考えております。まず山陰道の南側の一番広いエリアを弥生の自然景観地区に位置付けてこのような絵を書いております。ちょっと瓢箪のような双子池のような絵が書いてあるところがそれです。これは勝部川の景観を生かした整備を実施するというところで景観復元の研究成果をもとに地形と湿地を整備復元するということになっております。この中で例えば、弥生の湿地広場というのがこの真ん中の池のエリアということになりますが、ここでは生活文化体験型整備の核となる空間として丸木舟を並べた橋やデッキなど親水機能を適所に配置して、自然と人との関係を学ぶ場としての活用を考えております。

次にA②ということで左側のアートステージ、こちらは演奏とか演劇とかをする多目的な場所として考えております。下のほうにいきまして、Aの③、「弥生の暮らし体感広場」は、水辺の利用・調理・物づくりなど様々な活動を実践する場と考えており、出土した建築具材をもとに復元した高床倉庫を展示・活用したいと考えております。そしてその他、一番左隅になりますが、弥生の田んぼでは弥生時代に特徴的な小区画の水田を整備して、復元した弥生時代の農具などによる米作り体験などができるように考えております。右側にいきまして池を挟んで弥生の畑ということで、畑を整備いたします。またその上に、ちょっと大きな区画ですが、「にぎわい交流ひろば」は地域振興とも連携して様々なイベントも開設できる広場として活用したいということで、湿地エリアが一つの景観的なポイントになるのではないかと考えております。

次に右上に上がりまして、青い溝で区画されている、今まで「中心域」と言っているエリアでございまして、こちらを「弥生の歴史発見地区」と位置付けたいと思っております。ここは遺跡遺物が濃密に分布する中心域で、遺跡の最盛期を迎える弥生時代の後期後葉2世紀後半と、殺傷痕の人骨が発見された終末期前半（3世紀初め）を整備対象として行い

たいと思っております。この時期は、西の妻木晩田遺跡における集落景観の復元整備との時代的整合を図っております。

この中で幾つか小さく別れまして、真ん中にピンク色の私道が走っておりますけれども、その西側のほうを「遺跡発見ひろば」と位置付けて、弥生時代の微高地を再現いたします。発掘調査で確認されている溝を復元整備して象徴的空間として整備活用を行いたいと思っておりますが、最盛期の建物が地上構造物の存在があまり明瞭ではございませんので、最初からは建物の復元はしないことにしております。一方で溝の部分には今まででも写真等で公開しているところですが、溝の復元には一般の参加者を募り、矢板を製作し・設置するなど遺跡の整備に体験参加をしていただくことを検討しております。そのほかAR/VRなどのデジタルコンテンツを活用することを検討しております。真ん中のピンクの私道の右側にいきまして、Bの②「倭国大乱広場」ですが、現地が一番大きな売りになる部分と考えております。この中に「倭国大乱展示館」を設けたいと思っております。大量の殺傷痕人骨が出土した溝を復元整備して、人骨の出土状況を復元展示する施設を設置したいと考えております。また、地下にまだまだたくさん遺跡や遺物が残っておりますので、埋蔵環境を保全するための地下水のモニタリングの機能も持たせたいと思っております。

その上、Bの③、「弥生の海辺ひろば」は、今年発掘調査を行って出たエリアで、ボーリングの結果によって遺跡の玄関口である海との接点を示す空間ということがわかっておりますので、その辺りを見れる形として整備したいと思っております。山陰道と県道の間挟まった三角にPという大きな駐車場の東側になりますが、そこを「古代山陰道地区」と付けたいと思っております。両方の道に挟まれて指定地域の他のエリアとは分離されますので、ここを使って弥生時代の空間と区別して、古代の山陰道を表現し、横木遺跡で見つかった柳の並木道なども表現したいと思っております。横には古代の土地区画を表現した「条里ひろば」を表示して、青谷地域にちなんで菖蒲を栽培することで現在とのつながりを表現したいと思っております。右端にいきまして、多目的広場、グレーで塗ってある部分は多目的利用できる空間として整備します。上にいきまして、もう1カ所「第2多目的ひろば」が中心地の真ん中ちょっと上にあります。ここは現在まだ史跡指定に同意していただけていないお宅等がありますので、今すぐここを整備することはできませんが将来的には史跡として具体的に活用していくことを考えております。左側には現在の営農活用水田等を景観保全エリアとして管理することとしております。

以上の内容について、3番の整備活用部会の主な意見として、エントランスの配置案については、山陰道の高架の南側の自然景観は大変魅力的であるので、景観が入るエントランスを意識し、配置したほうがよいのではないか、というご意見をいただきました。また、ガイダンス施設と収蔵展示施設を集約して配置すると、まとまりがよくて優先順位は一番と考えるけれども、集落として規模が大きくなってデザインが制約されて景観に違和感を与える可能性があるのではないか。収蔵施設については湿気の多いところですので、2階に収蔵庫をつくらなければいけませんので、平屋というわけにはいかないと思います。そういう意味での違和感を考えますと、分散設置も検討する必要があるだろうというご意見をいただいております。ちなみに図2が分散設置の案ですが、この案かあるいは、収蔵展示施設は北側のほうがいいのではないかという意見もいただいております。またそうした



場合に、分散するスペース的な制約が生じないか検討するべしということをございました。と言いながらも全体的には平面図では大体わかったけれども、景観との関係を判断しがたいので三次元的な景観想定図を作成して検討する必要があるというご意見をいただきました。ということで、エントランスの配置案については、別紙図1・2、また更に対案が出てくると思いますが、絞って引き続き検討することにしております。

エントランス以外の5地区については、古代山陰道についてですが、これまで委員会では史跡の歴史的な重層性が表現できていいんじゃないかということ、現在の山陰道にもつながるといっていいんじゃないかということを議論してきました。とは言いながらも弥生時代ではないものを置くということで、施設の理解に誤解を生じる可能性もあるので、時代性に違和感がないよう整備手法を検討する必要がある。例えば、整備の手法の仕方を弥生時代の遺跡と少し変えて誤解がないようにするとかいう必要性があるのではないかという意見をいただきました。

今後の予定ですが、今年度は基本計画がだいぶ詰まって参りましたので、最終調整・基本設計を10月頃に第6回整備活用部会を開催して、エントランスエリアの概要、整備活用のテーマ・キャッチフレーズ、維持管理・運営計画と組織体制を検討する予定にしております。31年度以降には工区を分けて実施設計・工事を優先順位を考慮しながら段階的に実施し、完成した工区から随時公開をしていきたいと考えております。

報告事項テ 平成30年7月豪雨に係る鳥取県教育委員会の対応について

○片山教育総務課長

この度の大雨に係る災害被災者に対する支援について報告します。教育委員会に限らず、県として被災地からの避難者の方を受け入れる体制を整えるということで、先週12日から相談窓口を設置して対応しております。その中で教育委員会関係ですが、県内の学校への転入学の支援、それから保護者の死亡等による場合は入学支度金の支給、それから高等学校等に入学される方に対する奨学金の貸与、県立の高校に転入あるいは来年春の入試あるいは入学金の支援です。それから、今後、被災地からの要請に応じてスクールカウンセラー、あるいは指導主事の関係の専門職員の派遣をできるよう体制を準備しているところです。

○山本教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。まず、報告事項のアやエの人事について、何かありますでしょうか。

○中島委員

報告事項アの新規採用の方は、何が専門ですか。

○田中理事監兼博物館長

美術史です。芸大の博士課程まで終えて、イタリアの美術史、ミケランジェロ等を中心にルネッサンス期が専門であります。何でもどの分野でも学びたいという非常に前向きな方です。ですので、博物館の中では基本的に西欧美術、洋画等や写真を中心にしていたかと思います。

○鱸委員

報告事項エの方は、どういう履歴の方ですか。

○國岡教育人材開発課長

中部地区の三朝温泉病院などで、平成五年からずっと看護師をされております。

○鱸委員

こういった特別支援学校への関わりについて経験はあるのですか。いわゆる医療ケアをしながら、子どもの健康維持、教育支援をする看護師としての知識や経験は履歴の中ではどうですか。

○國岡教育人材開発課長

学校ではないですが、障がい者支援施設の羽合ひかり園の看護師もされておりました。

○鱸委員

若くて情熱的に関わりたいと思って応募していただいたでしょうし、非常にいい方だと思うのですが、逆に心配するのは、特別支援教育に関わる保護者の色々な意見の集約を、医療ケアを持つ子どもに専門的に看護業務に特化して仕事をする場合に、かなり重いというんですか、色々な問題がこの方にのしかかってくると。継続した業務にかなり責任を持った地位になると思うので、その辺のバックアップ体制が組まれないと、難しいのかなと思います。

従来 of 非常勤で勤められた方は総合療育センターから色々な問題を認識した方が行かれていたので、その辺の方との引き継ぎとか、そういうことが今後可能なかどうかですね。その辺のところも少し、採用人事は結果として出ていますから、何も申すことはないですが、よく考えないと難しいのかな。でも、よく見つかったと思います。医療ケアの問題ですから、厚生病院との連携ということは非常に大きい。今回の倉吉養護学校の看護配置とは、いわゆる健康な保健という意味よりも、緊急体制を重視した、これはどこの養護学校もそうなんですけど、そういうバックボーンの中で選ばれてきた看護主任なので、単純に看護師だからというところでは、なかなか難しい面があります。ぜひフォローをしっかりする体制を組んでいただきたいと思います。

○山本特別支援教育課長

夏休みに入りましたら、鳥取養護、倉吉養護、皆生養護が集まって研究会等をする予定にしておりますので、バックアップしていきたいと思います。

○鱸委員

羽合ひかり園は、子どもさんはいらっしゃるのですか。

○山本特別支援教育課長

知的障がいの方がおられます。

○鱸委員

子どもではなく大人の者ですね。身体ではなく知的障がいですね。ニーズの問題がかなり違うと思うんですよ。医療ケアのある子どもが学校に来るまでとか、あるいは学校の中の生活とか、放課後デイとの連携とか、全部、看護師が本来は核となって、その子の教育に対する環境設定、健康上の環境設定に目を配ることが必要なので、しっかりとフォローアップをよろしくをお願いします。

○中島委員

ブロック塀のことですが、市町村立学校と県立学校が出ていて、基準が一次調査とか二次調査とかが県立学校には出ているのですが、市町村立学校についてまた基準が違った形で出ているのかと思うのですが。

県立学校で一次基準を満たさないものが8校あったというのは、かなり危険な状態だったんじゃないかと思うのですが、こういうことがないと安全かどうか分からないということなんですかね。

○安養寺教育環境課長

県立学校については、県の施設全体の中で一次調査、二次調査をしております。

市町村については、6月19日に文科省から「こういう点検を」ということがまいりまして、いつまでに報告をとというのはなかったのですが、県としてある程度の時期に、どういうふうに市町村が動いているかを把握したかったものですから、県の一次調査の時期に、県に報告してくださいということをお願いしております。

市町村にとっては大きな案件ですので、県がお願いするまでもなく点検作業を開始していますが、市部については技術職員がいますが、町村においては技術職員がいないところがあり、外部に出して点検してもらうこととなりますので、時間がかかるということがございました。文科省は後々進捗状況の調査をしますということで、いつしますということでは出てなかったのですが、対応方針のAで書いていますように、7月下旬までということで、これが6月29日に文科省のほうからこういった報告をしてほしいということが、改めてまいりましたので、ブロック内部等の点検を含めたところで、その状況を改めて回答を来週までに求めたもので、どうしても市町村もこの対応で忙しくしている中で、国が求めていないのに県のほうでお願いしたものですから。

○中島委員

私が気になったのは、一次調査の基準を満たさないというのが、一次調査の内容が分からないんですけど、それなりに危険な状態だったんじゃないかなと思うのですが、通常の学校の安全管理のチェックの中で、これが引かかってこなかったということなのかどうかということがまずは気になったのですが、どうでしょうか。

○安養寺教育環境課長

建築基準法の12条というのがありまして、それに基づいて点検項目がございます。3年に1回点検するというので、本来であればそこでこういったブロック塀が、危険箇所があれば、というのがベストなのですが、実際12条の点検が義務づけられておりますのは、建築主事、特定行政庁の小中学校ということで、いわゆる市部です。町村については義務はない。

今回は市部についても問題の箇所が出ておりますので、実際には点検機能が十分機能していなかったというところが正直あったように感じております。実際、今回の点検内容は、学校職員等の目視による劣化や、高さが高過ぎる、あるいは高さがあるのに控え壁の間隔が長過ぎる等です。そういったものを目視で点検したところ、これだけの数が出てきたということで、その辺安全管理上、機能していなかったところがあるかなと感じております。

○中島委員

これはすごく難しいことで、起きた後には我々は必ず思うんですけど、例えば大阪の倒れたプールの壁にしても、あれだけの高さのものが、これが危険じゃないかという指摘も一部あったけれども、なぜ今まで誰もちゃんと対応しなかったのかということ振り返って思うんですよね。

こういう事故が起きると、色々なチェックとか対応の体制をしっかりとやってというように、どんどん制度が細かくなっていくことが行政的には起こらざるを得ないんだけど、その一方で日々の生活の中で「あそこって危なくない？」という人間的、動物的な感覚が駆動する人間関係というのが、すごく大事なんだろうと思うんです。そういう生活感覚の中での危険性の察知を、どうやって拾い上げていくのかということが、すごく大事なことになるだろうと思っています。そこを制度化すると、またまたチェック項目が増えることになってくると思うんですけど、でもやっぱり学校の中のコミュニケーションとして、ブロック塀が話題になるとブロック塀ばかりになるんですけども、ブロック塀に限らず「あれは本当に危なくないのか？」ということが、どうやったらちゃんと拾えるようになるのかと思いました。

それからもう一つ、学校の管理内ではなくて、通学路で明らかに危険だという場合があったときに、基本的には確かに所有者に対応してもらえないということはそうなんですけど、所有者が対応しないケースというのものもあるのかなと思うんですけど、そういう場合については対応策というものはあるものですか。

○住友体育保健課長

教育委員会の所管ではないですが、建築基準法の管轄下ですとか、道路に面したブロック塀であれば、道路管理者が保全措置をしたり、所有者に要請あるいは、命令なり代執行もあります。なかなかそこまでは認めない状況だと思いますが、知事部局で20万円の助成も検討されているようですので、そういった助成制度を活用しながら、ブロック塀の改修も働きかけていくことになろうかと思います。

○中島委員

他の制度ともリンクさせながらということになるのですね。わかりました。

それから、夜間中学の方はとりあえず、もう少し継続して審議していくということなんですよね。

○音田小中学校課長

はい。今、ニーズ調査で、返信用葉書付きのチラシを市町村教育委員会等に配布して、現不登校の生徒にも意見を聞いた後、市町村にも実際に話をしたのですが、この後、町村教育長会で報告をしたところ、すべての中学校の不登校の子どもに直接持っていくと「夜間中学ができるかもしれない」と誤解させてもいけないし、「学校や市町村は自分のことを諦めたのか」となってもいけないので、よほど関係性のいい状況の中で不登校の中学生の保護者から意見がもらえたらいいなというスタンスで、個別に当たっていただこうかと思っています。

あとは、戦後の混乱期であるとか、外国籍の方はなかなか窓口や識字学級等は県内にはないということですので、公民館関係、あるいは民生委員、国際交流財団だったり、少しずつですけども情報が入ってきてながら、西部地区には外国籍の方が集まっておられるところがあるので、なるべく集まれる場所に、少しでもチラシが置ければというところで、今後、情報収集とチラシの配布をどのようにするかを今、詰めているところです。

○中島委員

学び直しの場合ということでの賛同が一つは多いのかなと思うんですけど、実際、昼間部・夜間というよりも昼間部のほうがいいのではないかということが、とりあえず現状としての意見で出ているということですので、名付け方をそもそも「夜間中学」という名付け方で進めるのか、学び直しの一つの接点として別のネーミングでいくか、これからアンケートを取っていくときにも、うっかりするとミスリードになる可能性もあるのかなと思うと、名付け方を少し検討されてもいいんじゃないかという気もするんですが、どうでしょう。

○音田小中学校課長

その意見もいただきました。報告書にある意見の昼間部については、とくに若い世代、現役の高校生や、中学校は卒業したけれど高校には行っていない、あるいは高校を中退してしまって、十分社会適応するための学び直しが必要だというような生徒が行きやすいのは、本当の夜間部、夜の5時半から夜の9時まで毎日学校に通って、9時過ぎてから家に

帰るという状況を考えて、現役の中学生や中学を卒業したばかりの子たちには難しいのではないかという意見が出て、であれば、昼から動きやすくなるんだったら昼からの午後は昼間部として開けたらどうだという意見が出ました。

そういう意見も含めて今、検討しているんですが、元々の夜間中学の定義そのものが、公立の中学校が昼間終わった後に開かれる二部制の学級ということで、夜間中学という名前が付いていますので、一応二部制の学校という形での名称は取りにくいなあと。例えば外国籍がメインになったときには、おそらく働きながら仕事が終わった後に通うという意味では、やはり夜間部というのがまずはありきかなと思っています。ですので、昼間部にして来られる方というのは、中学生や仕事も車も持たない若い世代もしくは、仕事を持たない高齢の方は昼間のほうが動きやすいということはあるかもしれないとは思っていますが、全国的には外国籍が8割を占めていますので、そういった状況も含めると、県内の状況がどうかはこれからニーズ調査をした後になります。

実際、今、全国の中で昼間の部を夜間中学として開けているのは、京都の不登校の現役生だけを集める学校一校だけです。そこは現役の中学生のみが集まるのが昼間の部で、同時に夜間部も設置して、それ以外の方を受け入れるという形になっています。

#### ○中島委員

いきさつはよく分かるんです。今の状況の中で改めて漠然とした社会的なニーズはあるかなという状況の中で検討が進められていて、やっぱり鳥取県の現状ということで考えると、これからももちろん外国籍という方も出てくると思うんですけど、中学にあまり通えなかった子どもたち、十代の子たちの現状を、社会の階段を登っていこうとするのに、その梯子になかなか手が掛からないなという子どもたちを、社会的に応接する場という位置付けが現実的じゃないかなという印象があるんですよ。

そういうニーズを拾っていくとすると、あまり今、方向性を限定していくのはよくないのかもしれないけれど、そこはこれからいろいろ方向性を考えながら、いろんなことを進めていただけたら、そもそもニーズがあるかも分からない状況なんですけども、一応、見立てのもとに進めなければいけないはずで、その見立てをうまくやっていただいて、もともと学校教育の範囲として始まっているんだけれども、かなり学校教育なのか社会教育なのかという意味で、そこを鳥取県版をどういうふうにしていくのがいいのかを、他県の例にそんなに囚われることなく進めていただけたら、もしかしたらいい形が見つかるのかなと思います。

#### ○足羽教育次長

ありがとうございます。対象が四つございますから、あれもこれもすると、どんな授業をすればいいのかということもあり、なかなかできないだろうなとも思いますから、そうした声を拾いながらも県としても戦略的に、鳥取県の通称夜間中学というのはこういう位置付けの学校だという、ある程度方向性を定めていかないと、教育もあり、これもあり、なんでも対応ですよとはなかなか難しいことになろうかと思しますので、その辺り委員の

方々の意見も、検討部会の方々の意見も、大事にしながら検討を進めていけたらと思います。

○佐伯委員

私も対象者をどこへ絞っていくのかを決めていかないと、どういう形になるのがいいのかということが、不登校が多くなってきているけれど、果たして不登校の子どもたちが、どういう形だったら来れるのかなと考えて、しかも県に一つしかつくらないんだったら、どこに絞っていくかですね。

それと、確かに西部は外国籍の方がいて、スーパー等でもたくさんの方が母国語で話しておられて、馴染んで生活をしていらっしゃるけれど、市役所等の窓口に来られると、書類の書き方等が分からなくて、子どものお手紙なども子どもから聞いて理解はできるけれども読めない、書けないという保護者さんは結構いらっしゃるって、そういう方にも本当はニーズはあるんだろうなと思いますけれども。どちらに絞るかによって全然違ってくると思います。

○中島委員

絞らなくてもいいかもしれないしね。両方だっていいかもしれない。

○佐伯委員

昼間部と夜間部とがあれば、夜間は大人の外国籍の方、昼間は不登校の子というふうにもできますね。

○中島委員

一般的に不登校の子どもたちは自己有用感が低い傾向にあるので、外国の方たちに教えるようなことも、もしかしたら面白いかもしれない。

○山本教育長

潜在的な対象者というのはおられるので、どんなニーズがあるかということをもまずは把握しないといけない。多分、夜間中学ということだけに絞ると、なかなかうまく進まないで、外国籍の方は外国籍の方のニーズが多分あるでしょうから、夜間中学で必ず引き受けなくても、例えば国際交流財団が開いている教室等、もう少し充実させることで受け皿になっていける。色々なルートをつくっていくことも一方でいいのかなと思います。そういう意味で最後は夜間中学でやらないといけないニーズが本当にあるのかどうなのか、最後は絞るにしても、途中段階は幅広く色々なニーズを探っていくことが要るのではないかと思います。

○中島委員

私などのイメージだと、「あいサポート」では障がいのある人と言っているけれども、社会との接点において障がいがあると考えれば、色々な障がいのある人たちの障がいを超

えることをサポートしていくという感じの中での社会的応接の一場面と考えていくのが、割と統合的には捉えやすいんじゃないかなと思うんですけどね。夜間中学というワーキングで始まっているので、ここが少し。

○山本教育長

法律的にもミスリードの部分が、ひょっとしたらあるのかなと一方で思いつつ、夜間中学という言葉が既にある制度を使おうとして走っているの、逆にイメージが中学校のイメージでしか捉えられなくなっている部分もあるかもしれません。

○佐伯委員

不登校の子どもたちは、夜間中学がどこかの中学校にできるとしても、そこにまず行くことができない。高校入試のときも、前にいた中学校の者と同じ部屋にはしないでくれ、必ず別の部屋にしてくれとか、顔を合わせたくないという状況があったので、多分そこに行く自分のことを受け入れたとしても、すごく抵抗があると思うから、その辺は難しいなと思います。

○音田小中学校課長

佐伯委員がおっしゃられたような意見が当日も出まして、確かに、課題としては不登校の子どもに視点を当てるといのは大事なことなんだろうけれども、果たして行けるのか。

今、学校に行けない子どもたちが、支援センターや適応教室、フリースクールと居場所も充実してきたのに、そこにも通えない子どもたちが夜間中学という場所に行けるのかというような意見もありました。従ってそういった方で、もし声が返ってくれば参考にはさせていただきたいと思っているんですが、教育長も先ほど説明されたんですけど、夜間中学というのは本当の学校なので、分校扱い等であっても、正職員が何人か、通う生徒数に対しての学級数等で職員を配置しないといけないことになりますので、学校ではない形がもしとれるのであれば、ニーズ調査の結果によるんですけども、そういったこともにらみながらとは思っています。

○中島委員

いま図書館が「サードプレイス」という言い方を結構しているじゃないですか。図書館などのニュートラルさというのは、そういう意味では学び直す場等に、一つの可能性があるのかなと思うところもあるんですけどね。

○坂本委員

八頭郡で見たことがあるんですけども、不登校の子どもたちが通う教室みたいなものは、あれはいま機能しているんでしょうか。前に郡家にあつて。もっと注目されたらよいと思います。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長



適応指導教室と言いまして、今は場所が変わっていますが、あります。

○音田小中学校課長

適応指導教室は、学校に行けないので、学校の枠より少し短い枠で、学校が始まるよりも少し遅く始まって、学校が終わるよりも少し早く終わるという中身で、午前中から午後までとなっています。

ところが、完全に不登校になった生徒は午前中に、制服を着てそういう所に行くのはハードルが高いということで、有識者からのご意見は午前中は来なくていいから、午後や夕方方の動きやすい時間帯に来られる部分をフリースクールに専門の教育ができるような形での昼間部の夜間中学はどうだというご意見です。

○中島委員

複数の入り口を用意するということですね。

○山本教育長

ハートフルや、支援センターの機能を充実していくという道も一方ではあるのかもしれませんが。

○田中理事監兼博物館長

以前、支援センターを学校の分校に位置づけられないかという主張をされる市町村教育長の方がおられました。夜間中学を学び直しの場に位置づけるよりは、今の支援センターの充実という観点で機能を持たせて分校のような位置づけを持たせる方が、分かりやすいアプローチかもしれません。

○佐伯委員

米子の適応指導教室は小学校のところにあります。聞いてみると「中学校じゃないから行ける」という感じがあるようで、やはり、少し遅れてやって来て、というような状況でした。

○中島委員

小学校とか中学校の場合は、行かなくても最後は卒業ができるわけじゃないですか。そうだとすると、別に学校に通ったとか、出席日数がどうこうということはどうでもよくて、本人がそれなりに自分に自信を持ったり、それなりに学力がある程度保障されることが目的だとすると、それを目的にして、やることは同じなんだけども、いろんな入り口があって、ここだったら自分で行けるといところ、社会との接点があるという場所を意図的に用意していくということが大事なんじゃないかな。

○音田小中学校課長

最初のころは、夜間中学の元々の話は、戦後の混乱期に義務教育を受けられなかった、あるいは外国籍の方は中学の卒業資格がないと働けないということがあって、卒業証書が欲しくて夜間中学に通い始めたというところがスタートなので、義務教育の卒業証書のない人にとってみると社会適応していくためにはこういう場所が必要だというのがそもそも論として一つあるんです。支援センターやフリースクールでは卒業資格は得られず、学校として位置付けられた夜間中学なら夜間中学に通わないと卒業証書は出ないので。就職する際に中学校卒業という履歴書が書けるようになるには学校が必要ということでスタートしている。

○足羽教育次長

学校にしようとする、ある程度自由が制限されてしまうわけです。通常の中学校の時間数までは求められないですが、一日約4時間くらいの教科的な授業をする必要があります。卒業証書をもろうためには、そこまでする必要があります、国もそこへは充実した支援を行っています。

○山本教育長

これは引き続き検討していくということで。他はいかがでしょうか。

○坂本委員

コミュニティースクールは、いつまでに。

○音田小中学校課長

努力義務化されたので、全学校に呼びかけたということでして、実際に学校規模で難しいというところは、最後まで残るのかなというのはあります。

○中島委員

コミュニティースクールは別にコミュニティースクールという形を取るのが目的ではなくて、地域と学校とのコミュニケーションを深めていくということが目的なんですよね。だから制度として必要のないところに無理にしましょうということでもないんですよね。

○音田小中学校課長

そうですね。おっしゃるとおりですが、学校評議員とか、学校評価に関することをやるとか、全く別の学校と地域との連絡会みたいなものを独自に持っているところもあるので、それで代用できるのではないかという意見もあるんですが、その名前を学校評議委員制度コミュニティースクールに替えられませんかという導入の仕方をしていて、意見交換ができるように、単に学校の様子を見てもらうという形だけではなく、学校の運営方針を承認してもらって意見をもらうというように、きちんとしたコミュニティースクールが学校運営上に制度の中身をやっていただくということを理解した上で、コミュニティースクールを導入していただきたいと呼びかけているところです。

○中島委員

私が危惧するのは、保護者とか学校に、それによって負担がまた増えるということになってしまうと、本末転倒になってしまうのではないかと思うんですよね。結構、理事会等があるんですよね。それなりの頻度であって、保護者もそうですし、学校サイドにも負担だろうなと思うんですよね。制度が目的だということではないということなので、もちろん制度的に保障されることというのはあるけれども、制度の導入自体が目的ではないので、そういう形を取ってくださいと、あんまりリードしちゃうのもどうかと思うので、その辺はうまく進めていただきたいと思います。

○音田小中学校課長

まずはしっかりと市町村教育委員会を通して理解をしていただきながら、進めていきたいと思います。

○鱸委員

ソーシャルスクールワーカーとスクールカウンセラーが役割分担できてないというのが理解できないんですけど、現実はどうなんですか。職務をはっきりさせるなんていうことは、学校に入るときに既に役割分担ができているはずだと思うんですが、これはどういうところから出ているんですか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

スクールカウンセラーは導入からかなり年代が経つんですが、スクールソーシャルワーカーについてはまだ十分に周知ができていないところがありますし、市町村によっては、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー両方兼ねてやっておられる方もおられたりします。基本的にはカウンセラーについては心理面についての部分をしっかりと専門的にしてもらおう。ソーシャルワーカーについては環境面・福祉とのつながりですけど、両者合わせてアセスメントという部分で、心理面でのアセスメントと環境面でのアセスメントがちょっとごっちゃになっている部分もあるのかなど。今後のことですが、より明確にした上で、それぞれの専門的な部分でというところで、今回出させていただきました。

○鱸委員

私が言いたいのは、ソーシャルワーカーですから、そこにスクールが付いただけですから、元々違うんです。一方はスクールカウンセリングですから、どちらかというとメンタルとか心理とかですから、それが一般的に職務をはっきりさせなければいけないという状況が出てきたのは自分には理解ができない。例えば、子どもの療育を考えたときに、既に不登校の子と同じように障がい児は障がいを持っているわけです。その時、どういう教育がいいのか、あるいは生活面でこの子はどういう認識をしているんだろうかというところに臨床心理士がほしいというところで、それがすごく重要なんです。素晴らしい意見をくれるわけです。そういう人とソーシャルワークをする人が一緒にできるというのが、な

なかなか難しいなということがあって、その辺も学校運営をする人たちがはっきり理解しておくということがまずは大事な点。その人たちは指示を受けたら動かないといけないわけです。動くときに「これは私の仕事だわ」と思うように、ワーカーはこれは子どもの環境なり問題になることの課題に対する環境づくりをしないといけない。それは人だったり、物だったり、いろんなものがあると思うんです。その辺はやっぱり押していかないと、不登校とかいじめ問題にはせつかく用意したところがなかなか動かないということになるので、重点をおいて取り組んでほしいなと思います。

#### ○佐伯委員

手引きを配っていただいても、実際に学校の中で事例でやっていかないと機能していかないわけで、ケース会議をして、支援を受けながら「こういうふうにしていくんだ」ということを身を持って知るといえるか、管理職だけではなくて、実際に関わる主任とか、担任、学年主任までが、「こんなふうで解決していくんだ」ということを知っていかないと、どうしたらいいのかと思っているまま過ごしていることもあり得るので、やっぱり実際の取り組み方について、細かく知ることのできる機会というのが必要だと思いました。

#### ○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

おっしゃるとおりで、いくらいいものであっても、学校が「これはいいものだ」と思わなければいけないので、特にケース会議について、実際に学校のケース会議のほうに入らせていただいて、また大学の先生やスーパーバイザーに入ってもらって、そのよさを感じてもらおう出前的なことも考えておりますし、学校の実績があつての部分もあります。「人間力・組織力の不登校改善事業」が実際、この動きをしていく事業で、この辺りの研修にかなりの数の学校から参加していただいている部分がありますので、しっかりと学校に出向いていく活動をしたいと思います。

#### ○中島委員

幼児教育振興プログラムというのは、とてもいいんじゃないかと思います。何かに熱中して遊びきるというコンセプトも非常にいい。そもそもこのプログラムは法律によって義務的に定めるものなんですか。もし、法律によって義務的にとらでなくて、「割と鳥取県頑張つてつくってるよ」というものであるならば、子育て王国等とリンクしながら、幼児教育がいいということはとても大事なことで、若い世代の移住者を増やしたいときに、すごく大きな魅力になるんじゃないかと思うんですよね。内容はとてもいいと思うので、どうアピールしていくかということは、ぜひ考えていただけたらと思うんです。

#### ○足羽教育次長

昨日、県でもそういうご意見をいただいております、子育ての一番ポイントになるところをやっているんだということは、移住・定住、そして永住につなげるには大きな要因ではないかということもありました。また更に、幼児期から小学校へとつながるには幼児

教育が大切だという視点で昨日は意見を交わしました。いただいた意見をまた活かしていきたいと思います。

○中島委員

幼児教育振興プログラムは文科省のアクションプログラムからですか。

○音田小中学校課長

アクションプログラムは平成18年で、その前に13年から幼児教育振興プログラムは国が策定して出しています。その鳥取県版がまずは平成16年に策定されていますので、それ以降平成24年で今回で、最初は期間がなかったんですけど、前回の平成24年度の改訂から五年ごとに見直すという形で、鳥取県の教育振興計画ともリンクするよう進めているところです。もちろん、知事部局の子育て部局とも連携しながら進めています。

○鱸委員

この問題は子どもの脳の発達を含めて非常に重要な、いわゆるプレゴールデンエイジのものすごく大事な時期なんですけど、一つ心配なのは、格差がどういう状態になっているかということですね。保育園・幼稚園を経過した子どもたちが小学校に入るときに、かなり影響があって、一律な出発ができるのかどうか非常に考えるんですけど、この間の教育基本計画で、ちょっと書かせていただいたんですけども、格差が生むものというのを十分考える必要があるんだと、それは将来ずっと響いていくようなことはしてほしくない。そこに経済的な差とか、生涯環境の違いによって個人がそのルートに乗らざるを得ないような体系をつくったらよくないと思うので、ぜひ幼稚園の集まりがあるとか、保育園の集まりがあるとか、そういうときに格差をなくす。現実には民間の素晴らしい幼稚園があって、鳥取でもそうですよね、「あの幼稚園はいいわ」と言ったら、わざわざ田舎のところから親がその幼稚園に替えて行かせるという事実がたくさん起こっていると思うんです。ただ元の幼稚園の先生が悪いからということではない。一生懸命していただいているんです。「あそこに行くとも英語教育してくれるわ」とか、「こういう遊び方させてくれるわ」ではなくて、その地域でもできるような格差のない一つの環境をつくるという面を考えながら、こういう検討委員会を進めていっていただきたいと思います。いいところがどんどん伸びるというのも大事だけれど、標準化された子どもが同じスタートで小学校に入るといことも、ぜひ考えてほしいと思います。

○音田小中学校課長

昨日の意見の中でも、保護者との関り方というのは園によってかなりまちまちなんですけども、今出そうとしていることは、家庭教育の重要性も説きつつ、これまでは国公立の幼稚園、それから保育所、認定こども園、そして認可外の保育園と、県内300ぐらいある様々な園種も、教育要領にしっかり沿っているところもあれば、なかなか研修等が追い付かないという園の実態もありましたので、県内のすべての未就学児を預かるところが一つの同じ基準をおいたプログラムを意識して、特に幼児教育は遊びが学びであり、遊び

を通して社会性、思考力、表現力、数の概念であるとか、学びの基礎を活動として行っているんだという意識をどの園にも持っていただくことが、格差を少なくし、小学校への円滑な接続につながっていくということを昨日も確認したところですので、ぜひ今後も強く各園に伝えていきたいと思います。

○中島委員

青谷上寺地遺跡について、非常におもしろいアイデアが具体化してきたなと思ってるんですけども、予算等のことは明確に決まっているんですか。

○中原文化財課長

この後の基本設計で予算額が固まってきますので、それをまた改めて新年度以降に予算要求をすることになるかと思います。ただ、文化庁の補助事業で行うことを考えておりまして、一遍に大きな予算が認定されるわけではないので、その意味でも分割して部分的に急ぐところから始めていく予算を年度ごとに要求していく形になるかと思います。

○中島委員

総額で大体いくらぐらいでしたか。

○中原文化財課長

少し前には11.8億円という金額を土地取得とは別に試算しておりますけれども、段々進んでいくうちに膨らんでくる部分もありますので。

○中島委員

十数億ぐらいを段階的にやっていくという感じですね。

これは十分発信力のあるものになり得るんじゃないかと思っています。山陰道から見える形になりますよね。たくさんの方が通る場所なので、全体が見えると見たいなと思ってもらえることが、すごく大事だと思います。地元の方がどれだけ認識されているかということもちょっと気になるところです。ぜひ一度委員の皆様で行き、現地のイメージを共有しましょう。

○中原文化財課長

青谷の地域審議会等に随時説明しておりますし、青谷の支所が出している「青谷だより」でも順次説明しているところです。また、土曜講座として、二ヶ月に一回ぐらいですけども、青谷考古資料を使いまして、いろんな講座を地元で続けております。それにも固定的ファンが多いなという感じはしておりますけれども、更にもっと進めていければと思っています。

○山本教育長

その他よろしいでしょうか。（賛同の声）それでは以上で報告事項を終わります。

#### 4 その他

##### ○山本教育長

その他各委員から何かございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は8月17日午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。（賛同の声）

では、本日の日程を終了いたします。